

議案第69号

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例の制定について

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例を別紙のとおり定める。

平成30年12月6日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることから保護者が負担する学校給食費の免除を行うため条例を制定するものである。

おいらせ町学校給食費の免除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担する学校給食に要する費用（以下「学校給食費」という。）を、免除することで、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。

(2) 学校 おいらせ町立学校設置条例（平成18年おいらせ町条例第79号）第2条の規定に掲げる小学校及び中学校をいう。

(免除の対象者)

第3条 この条例において、学校給食費免除の対象とすることができる者は、おいらせ町の学校へ在籍している児童生徒の保護者で、おいらせ町に住所を有している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の支給を受けている保護者については、この限りでない。

(免除の範囲)

第4条 町長は、前条の規定に該当すると認めたときは、学校給食費を全額免除することができる。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。